

西 監 発 第 54 号  
平 成 22 年 8 月 6 日  
(2010 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	小 林 光 枝
同	篠 原 正 寛
同	鈴 木 雅 一
同	亀 井 健

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により平成 22 年 7 月 7 日付 西監収第 48 号で提出されました住民監査請求について、次のとおり判断しましたので通知します。

記

本件職員措置請求に関連しては、同趣旨の職員措置請求書が平成 22 年 5 月 10 日付で提出され、これを受理したうえで監査委員の協議に基づいて、同年 6 月 11 日付 西監発第 28 号により監査結果を通知したところです。

判例によると、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であつても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」（最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決）とされています。

そこで本件職員措置請求を検討したところ、上記平成 22 年 5 月 10 日付措置請求と請求人が同一の住民であつて、請求趣旨も同一のものであると解されることから、本件職員措置請求は、不適法なものであるので却下します。